

ふるさと納税で、全国の皆さんからあたたかい支援をいただきました

ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分と関わりが深い地域を応援したいなどの気持ちに形にする制度です。平成30年度は12月末までに、約2万3000件、総額で3億800万円を超える多額のふるさと納税をいただきました。

全国の皆さんからいただいたふるさと納税は、指定された使い道に沿って、市のさらなる発展のため、有効に活用させていただきます。皆さんの期待に応えられるよう、今後もよりよいまちづくりを進めていきます。

■ 平成30年度のふるさと納税の主な使い道 (財源は平成29年度までの納税分)

未来を担う人材育成のための事業【充当額：7,791万円】

机・イスなどの教育用備品購入、保健室の備品購入、小・中学校給食センター調理機材の購入、保育所・児童更生施設等の備品購入・設備改修工事、児童公園の遊具修繕、小・中学校の図書購入

安全・安心に暮らすための事業【充当額：2,560万4,000円】

防災倉庫の整備工事・備品購入、消防団員用トランシーバーの購入、岩出山地域福祉センターの修繕、鳴子デイスターセンターの備品購入、入浴用搬送車の購入

活力あふれる大崎市をつくるための事業【充当額：8,936万7,000円】

ラジオ情報番組発信経費、オニコウベスキー場圧雪車庫の修繕、生物多様性・ラムサール条約湿地普及啓発用パンフレットの作製、携帯型硫化水素測定機の購入、出土遺物の巡回展示、考古体験事業、旧有備館及び庭園保存整備事業

ふるさと大崎市応援のための事業【充当額：1億605万1,000円】

「道の駅おおさき」の備品購入、化女沼古代の里「ローラーすべり台」の撤去・新設、化女沼ピクニックエリアのトイレ改修工事、オニコウベスキー場のゴンドラ・リフトのメンテナンス

子ども予防接種週間に、受けていない予防接種を受けましょう

3月1日から7日までは、「子ども予防接種週間」です。感染症は、新しく集団生活が始まる春先に流行します。入学や入園などで集団生活が始まる前に、受けていない予

防接種を確認して、接種を受けましょう。予防接種を希望する場合は、事前に協力医療機関に予約をして接種を受けてください。



■ 子ども予防接種週間の協力医療機関と実施日程

地域	協力医療機関名	電話番号	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)
古川	ありま小児科医院	22-7070	○	午前	—	○	○	○	—
	片倉病院	22-0016	○	午前	—	○	○	○	○
	鎌田内科クリニック	24-1700	○	午前	—	○	○	○	午前
	佐藤病院	22-0207	○	午前	—	○	○	○	○
	千葉医院	22-3228	○	午前	—	○	○	午前	○
	富樫クリニック	23-4456	○	午前	—	○	○	○	○
	まつうら内科小児科クリニック	23-5677	○	○	—	○	○	○	○
	古川民主病院	23-5521	—	—	—	—	午後	—	—
松山	わたなべ産婦人科内科・小児科	55-3535	午後	午前	—	午後	午後	—	○
	岩淵胃腸科内科クリニック	52-6211	○	午前	—	○	午前	午前	○
三本木	近江医院	52-3057	○	午前	—	○	○	○	午前
	佐久間内科医院	56-3700	午後	—	—	午後	午後	午後	—
鹿島台	渡辺外科胃腸科医院	56-5211	○	午前	—	○	○	○	○
	高橋医院	72-1005	午後	—	○	午後	午後	—	—
鳴子温泉	佐藤医院	82-2656	○	午前	—	○	○	—	○
	遊佐クリニック	81-1133	—	午前	—	○	○	○	午前

○：午前・午後どちらも実施 午前：午前のみ実施 午後：午後のみ実施

証明書コンビニ交付サービスを活用しましょう

市民課窓口係 ☎ 6079

保険給付課国民健康保険担当 ☎ 6051

国民健康保険(国保)の資格変更はありませんか

市では、全国のコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機端末を利用して、住民票や印鑑登録証明書を取得できる「証明書コンビニ交付サービス」を行っています。

市役所が開いていない夜間や土・日曜日、祝日に、近くのコンビニエンスストアや市外で証明書を取得できる、とても便利なサービスです。

3月1日からは、戸籍に関する証明書や所得・課税に関する証明書も取得できるよう、サービスを拡充します。また、利用できる施設も拡大し、さらに便利なサービスとなりますので、証明書の発行が必要な場合には、ぜひご利用ください。

利用できる施設

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール株式会社、日本郵便株式会社
※いずれも全国の店舗が対象

■ 取得できる証明書の種類

証明書の種類	マイナンバーカード	住民基本台帳カード
①住民票の写し	○	○
②印鑑登録証明書	○	○
③課税(住民税決定)・非課税・所得証明書(2年度以内のもの)	○	○
④戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	○	×
⑤戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	○	×
⑥戸籍の附票の写し	○	×

※本籍地が大崎市で住民登録地(住所)が市外の場合は、④～⑥の証明書の取得前に利用登録申請が必要です。

■ 証明書を取得できる時間

証明書の種類	時間
住民票の写し、印鑑登録証明書、課税(住民税決定)・非課税・所得証明書	午前6時30分～午後11時(土・日曜日、祝日を含む)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票の写し	午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※利用は施設の営業時間内に限り、12月29日から1月3日およびメンテナンス期間は利用できません。

① 利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードか、住民基本台帳カードを準備する

② 施設のマルチコピー機にいずれかのカードをかざし、カードの申請時に設定した

③ 暗証番号を入力する
必要金額をマルチコピー機に支払い、証明書を受け取る

※住民基本台帳カードでの利用には、証明書ごとに暗証番号を登録する必要があります。

※いずれのカードも、暗証番号などの情報を後から付加することができません。

就職や引っ越しなどで国保に加入・喪失をする人は、14日以内の手続きが必要です。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合があります。保険料を二重に納める可能性があります。

■ 家族の社会保険など 家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

■ 国民健康保険 市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きを行ってください。

社会保険を喪失した人の健康保険

次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

■ 任意継続被保険者制度

社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間、継続加入することが出来ます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。詳しくは、本人の勤務先に確認してください。

■ 届け出が必要な場合

事例	必要なもの
勤務先の健康保険を喪失したため、国保に加入したい	資格喪失連絡票や社保離脱証明書、国保に加入する人の個人番号が分かるもの
勤務先の健康保険に加入するため、国保をやめたい	国保被保険者証、勤務先の健康保険証、国保をやめる人の個人番号が分かるもの
国保に加入している人が、住所・氏名変更や世帯分離・合併をした	国保被保険者証、世帯主が変更・分離・合併する場合は世帯全員の国保被保険者証、変更をする人の個人番号が分かるもの